

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成27年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定によって、9番、田淵議員、10番、中西議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（北裏典孝君） 説明します。

平成27年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

本日、9月8日・火曜日、本会議、1番、会議録署名議員の指名、2番、会期の決定、3番、諸報告、4番、全議案の提案理由説明、終了後、各常任委員会を開催します。

9月9日・水曜日、本会議、一般質問。

9月10日・木曜日、休会。

9月11日・金曜日、本会議、諸報告及び一般質問。

9月12日・土曜日、休会。閉庁でございます。9月13日・日曜日、休会。閉庁でございます。

9月14日・月曜日、休会。

9月15日・火曜日、本会議、議案審議。9月16日・水曜日、本会議、議案審議。9月17日・木曜日、本会議、議案審議。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

本定例会の会期は事務局長説明のとおり、本日から9月17日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本定例会に提出された議案は、お手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号））について、報告第2号 平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第2号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第3号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第4号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について、議案第5号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第6号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第8号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第9号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第10号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第12号 教育委員会委員の任命について、認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出案件は以上です。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

報告します。

議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、平成26年度決算審査報告について、監査委員から報告を受けます。中西議員。

○監査委員（中西満寿美君） 平成26年度決算審査意見書の報告を行います。

審査の概要、（1）審査期日、平成27年7月10日、平成27年8月11日、平成27年8月19日、平成27年8月20日、平成27年8月21日。

（2）審査対象、1. 平成26年度美浜町一般会計、2. 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計、3. 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計、4. 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計、5. 平成26年度美浜町介護保険特別会計、6. 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計、7. 平成26年度美浜町水道事業会計。

（3）概要、地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計6会計の決算等にかかわる審査の結果について報告します。

平成26年度中に実施した例月出納検査・定例監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

1. 一般会計。

平成26年度一般会計の決算額は、歳入37億90,723,424円、歳出36億5,227,084円で、平成25年度に比較して、歳入で5.85%、歳出で5.05%、それぞれ減少している。

歳出面においては、執行率92.45%で、明許繰越額として9,005千円、予算に対する不用額は84,736,916円、2.17%であり、前年度より0.8%減少している。

総計予算主義に基づき、適正な見積もりと年度途中での減額等、補正の措置をする必要がある。

財政収支の状況で、決算状況は歳入歳出差引額1億85,496,340円の剰余金を生じているが、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費9,005千円、これを差し引いた実質収支は1億76,491,340円で、単年度収支はマイナス48,230,196円である。

次に、財政指標について、財政構造の弾力性を測定する比率に使われる経常収支比率は94.8%、25年度93.7%である。

また、実質収支比率については7.8%、前年度9.9%で2.1%ポイント改善されている。

次に、公債費比率は6.9%、公債費負担比率10.9%については、財政運営上、適正数値であり良好である。

2. 国民健康保険特別会計。

平成26年度国民健康保険特別会計の決算は、歳入11億10,907,787円、歳出10億63,913,256円で、前年度に比較して、歳入額は0.96%増加し、歳出額は1.12%減少している。

歳入歳出差引額（実質収支額）は46,994,531円となっている。歳入の約19%を占める保険税では、前年度に比べ2.43%の増加である。不納欠損額として、14件、1,201,700円を処分している。

3. 農業集落排水事業特別会計。

平成26年度における歳入決算額は2億16,859,110円、歳出は2億14,859,110円。前年度に比較して、歳入114.57%、歳出112.59%、それぞれ増加している。歳入歳出差引額2,000千円、明許繰越額2,000千円で、実質収支額はゼロ円である。

なお、水洗化率については、和田処理区で加入者戸数883戸、水洗化戸数837戸、水洗化率94.8%である。また、入山・上田井地区においては、加入者戸数410戸、水洗化戸数364戸、水洗化率88.8%である。

4. 公共下水道事業特別会計。

平成26年度における歳入決算額は2億58,025,243円、歳出は2億50,725,243円、前年度に比較して、歳入3.98%、歳出1.29%、それぞれ増加している。歳入歳出差引額7,300千円、明許繰越額7,300千円で、実質収支額はゼロ円である。

なお、松原処理区の水洗化率については、供用開始戸数1,334戸、水洗化戸数955戸、水洗化率71.6%である。

5. 介護保険特別会計。

平成26年度における歳入決算額は8億23,426,377円、歳出8億16,657,369円、前年度に比較して、歳入3.27%、歳出4.0%、それぞれ増加している。歳入歳出差引額（実質収支額）は6,769,008円となっている。

歳入の約19%を占める保険税では、前年度に比べ2.85%の増加である。不納欠損額として、20件・624,160円を処分している。

6. 後期高齢者医療特別会計。

平成26年度における歳入決算額は2億2,691,953円、歳出2億1,561,853円で、前年度に比較して、歳入1.21%、歳出1.24%、それぞれ増加している。

歳入歳出差引額（実質収支額）は1,130,100円となっている。

歳入の約32%を占める保険税では、前年度に比べ1.14%の増加である。

7. 水道事業会計。

水道事業収益は、決算額1億37,363,138円で、その内訳は営業収益1億22,72,002円、営業外収益14,643,136円である。

収益的支出については、水道事業費用額は1億55,118,949円で、その内訳は営業費用1億39,844,126円、営業外費用13,489,557円、特別損失1,785,266円である。

資本的収入については、予算額23,840千円に対し、決算額は5,379,200円である。

資本的支出は、決算額84,744,311円で、執行率は70.79%である。

また、資本的収入が資本的支出に不足する額79,365,111円については、過年度分損益勘定留保資金13,771,049円、当年度分損益勘定留保資金61,464,942円、当年度消費税資本的収支調製額4,129,120円で補填している。

次に、営業収益が1億13,926,743円、営業費用の合計が1億38,038,310円で、差し引き営業損失は24,111,567円である。

また、営業外収益では受取利息421,529円、雑収益1,666,653円、長期前受金戻入12,562,677円、それから支払利息10,638,957円を差し引きすると、経常損失は20,099,665円となり、特別利益はないが、その他特別損失1,785,266円を計上しているため、当年度純損失は21,884,931円の

赤字となっている。

また、年度末の未処分利益剰余金は91,883,936円となっている。

以上、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、法令に基づいて調整されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである

監査委員の意見として、税や使用料等で不納欠損額・収入未済額が多く計上されている。

税は歳入における貴重な財源であり、一方、住民からすれば義務として納入すべき公的負担である。滞納が生じると納税した者との間に不公平を生じることになる。税の公平性の観点から、滞納ゼロを目指し、より一層の徴収努力を図られたい。

使用料等においても、納期限までに納めた者との間に不公平が生じないように、条例の規定どおり徴収されるよう努められたい。

一般会計・特別会計に多くの不用額が生じている。また、流用も多く見受けられる。不用額については、最小の経費で最大の効果を上げられるよう効果的な執行が肝要であると捉え、適正な予算執行及び予算措置を求め、また流用は必要最少限に抑えるよう予算編成と予算執行を求める。

各種委託料・賃借料については、契約内容や結果を精査し、見直し改善を図って予算の縮減に努められたい。

各種団体の補助金・負担金についても同様であるが、さらに成果等を精査した上で、次年度の予算編成に反映されるように求めます。

次に、平成26年度決算に係る財政健全化審査・経営健全化審査意見書を報告します。

審査の概要。

審査期日。平成27年8月21日。

審査対象。1.平成26年度決算に係る健全化判断比率。2.平成26年度決算に係る資金不足比率。

概要。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率・資金不足比率等にかかわる審査の結果について報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

1.健全化判断比率。

①実質赤字比率。

平成26年度一般会計歳入歳出決算においては、赤字はなく、実質収支額が1億76,491千円の黒字であることから、実質赤字比率は発生していない。

なお、早期健全化基準の15%は、標準財政規模に対する赤字額の割合を言います。

②連結実質赤字比率。

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業

集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各会計における平成26年度決算においては、それぞれ赤字もしくは資金不足はなく、これらを連結させた場合、4億22,533千円の黒字であることから、連結実質赤字比率は発生していない。

なお、早期健全化基準は20%である。

③実質公債費比率。

一般会計における公債費や特別会計・一部事務組合に係る公債費負担をもって算出された平成26年度決算に係る実質公債費比率については8.0%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回っている。

④将来負担比率。

一般会計が実質的に負担することとなる地方債残高や退職手当支給予定額などをもって算出された平成26年度決算に係る将来負担比率については45.2%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大きく下回っている。

2. 資金不足比率。

農業集落排水事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各会計における平成26年度決算においては、いずれも資金不足はなく、よって資金不足比率は発生していない。

農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計では過不足なし、水道事業会計では1億91,148千円の資金剰余となっている。

なお、経営健全化基準は20%である。

以上、審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

監査委員の意見として、平成26年度決算における財政健全化判断比率の状況は、財政健全化法で規定されている指標では良好な数値を維持しており、その点では問題はないと判断できる。

しかし、今後、歳入増が見込めない中、高齢化の進展による医療介護費等の増加や防災対策による歳出増が考えられ、毎年、財政調整基金を取り崩しての予算編成を行っている中で、さらに取り崩し額の増加が見込まれ、財政の硬直化がより一層進むことが懸念される。歳出の見直しによる節減措置並びに費用対効果を念頭に、事業の重要度・緊急性等を勘案し、事業の厳選化に努められたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（鈴木基次君） これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

平成27年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告2件、議案12件、認定7件について提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号は、専決処分事項の報告、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第

3号)についてでございます。

本専決処分事項につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,533千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億16,298千円とするものでございます。

歳出のみ申し上げますと、農林水産業費2,500千円の追加は、7月17日から18日にかけての台風11号の影響により大量の木片等が煙樹ヶ浜に漂着したものを、地びき網漁業の操業に支障となる漂着ごみを一時的に集積するために、紀州日高漁業協同組合に対する負担金を支出するものでございます。

教育費1,033千円の追加は、お盆明けに北海道で開催された中体連の全国大会へ松洋中学校女子柔道部とバドミントン部が出場しましたので、必要経費について補助したものでございます。

以上を8月10日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

報告第2号は、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

この報告は、いわゆる財政健全化法により、ご報告を申し上げるものでございます。

財政状況の悪化を可能な限り早い段階で把握いたしまして、財政の健全化に取り組めるように、財政の健全性に関する指標の公表制度が設けられ、早期健全化基準、財政再生基準という全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございます。

平成26年度の決算から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、ご報告するものでございますが、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。

また、実質公債費比率につきましては8.0%、将来負担比率につきましては45.2%となり、早期健全化団体基準を大きく下回っております。

次に、平成26年度決算に係る資金不足比率でございますが、これも先の4指標と同様、財政健全化法第22条第1項に基づき、議会にご報告を申し上げるものでございます。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の各会計で、平成26年度決算においては、いずれも資金不足は発生していませんので、資金不足比率は発生してございません。

議案第1号は、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

和歌山県市町村総合事務組合の構成団体のうち、那賀老人福祉施設組合が、平成28年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知がありましたので、組合同規約の変更について地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法がいよいよ動き始めるのに際し、これまで定義されていた個人情報の概念に加え、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義して、美浜町個人情報保護条例の中でも対象にしていくことを明確に定義し、整合性を図るものでございます。

議案第3号は、美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

社会保障・税番号制度に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーが本年10月に住民の皆さんに通知されることとなります。

このときに送られてくるのが通知カードというもので、さらに希望する方には、これまでの住基カードにかわり個人カードが交付されることから、本条例を改正し、それぞれのカードの再発行について手数料を定めるものでございます。

議案第4号は、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ12,856千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億29,154千円とするものです。

まず、7ページの歳入から主なものをご説明申し上げますと、地方特例交付金は、平成27年度分の算出において額が確定されました分の追加でございます。

地方交付税の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金は、選挙システム改修や個人番号の通知に係る事務に対する補助。民生費国庫委託金も、国民年金システムの改修に係る委託金でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金は、介護保険制度の改正により要支援認定の方が、平成29年4月から総合事業に移行するのに向けて、ニーズ調査や人材育成に取り組むための県の補助金「わかやまシニアのちから活用推進事業補助金」及び「わかやまシニア元気アップ事業補助金」でございます。

寄附金は、大原内科様から、和田小学校の図書の実に充ててほしいというご希望で寄附をいただいたものを予算化するものでございます。

諸収入、雑入は、補助金の精算と婚活サポート事業の自己負担分の追加でございます。

最後に、町債は、臨時財政対策債の借入可能額確定による追加でございます。

次に、11ページからの歳出でございますが、主なものを申し上げます。

まず、ところどころ職員手当の追加がありますが、全て超過勤務手当の追加でございます。

総務費、総務管理費では、企画費で婚活サポート事業参加者の飲食費の追加、電子計算費で選挙システムの改修費などが追加となっております。

諸費は、前年度の補助金の精算による償還金でございます。

戸籍住民基本台帳費は、個人番号通知に係る経費。民生費、社会福祉費、国民年金費も、年金システムの改修に係る経費でございます。

地域包括支援センター運営費は、歳入でも申し上げた「わかやまシニアのちから活用推進事業」等でございます。

農林水産業費、農業費、農地費は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しの追加。土木費、道路橋梁費、道路新設改良費は、田井13号線で公有財産購入費と補償費を工事請負費に振り替えるものでございます。

教育費では、負担金の追加、小学校図書購入費の追加、中学校の修繕費の追加、ひまわりこども園の備品購入費の追加などでございます。

また、第2表 地方債の補正もあわせて計上してございます。

議案第5号は、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ23,696千円の追加をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額を12億72,734千円とするものでございます。

議案第6号は、平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、補正をお願いする額は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,040千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億90,542千円とし、補助金の減額により工事費を減額するものでございます。

なお、債務負担行為の追加、地方債補正をあわせてお願いしてございます。

議案第7号は、平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、補正額はありますが、上下水道管理システムがクラウドに参加することとなり、来年4月以降5年間の費用の上限を債務負担行為として追加するものでございます。

議案第8号は、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,594千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億28,454千円とするものでございます。

議案第9号は、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,431千円の追加をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額を1億98,651千円とするものでございます。

議案第10号は、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、公共下水道事業特別会計と同様、上下水道管理システムが来年4月からクラウドに参加するに当たり、4月以降5年間の経費の上限額を債務負担行為として追加するものでございます。

議案第11号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしてございます塩崎葵氏、三輪規氏の任期が本年10月10日となっております。

塩崎葵氏におかれましては、昭和60年に選任させていただき、今日まで30年にわたりご活躍いただきました。このたび、固定資産評価審査委員を勇退されることとなりました。ここに改めてそのご功績を称え、衷心より厚く御礼を申し上げます。

塩崎葵氏の後任といたしまして、美浜町和田1228番地、田中慎太郎氏を選任させていただきたいものでございます。

また、平成18年に選任させていただきました三輪規氏におかれましては、再度選任をいたしたく、お二人の選任について地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

湯川謹子氏の教育委員会委員の任期が、本年9月30日となっております。

湯川謹子氏は、平成19年10月に教育委員会委員に任命させていただき、今日まで8年にわたりご活躍いただきました。このたび、教育委員を勇退されることとなりました。ここに改めてそのご功績を称え、衷心より厚く御礼を申し上げます。

湯川謹子氏の後任といたしまして、美浜町和田1591番地の3、松本香代氏を教育委員会委員に任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

認定第1号は、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告2件、議案12件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午前九時四十八分散会

再開は、あす午前9時です。

なお、この後、各常任委員会を開催しますので、よろしくお願いします。